単品スライド条項の実施フロー

7日以内

１．単品スライド請求（受注者 ⇒監督職員（工事担当課））

○ 適用される工事

・請求日以降の工期が２ヶ月以上ある工事

・適用日時点で継続中及び適用日以降に新規契約する工事のうち、対象品目となる材料の価格が工事費総額の１パーセントを超える工事

○ 請求日

・スライド変更の可能性があるとして，受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日

○ 必要な提出様式・作業等

・受注者は監督職員（工事担当課）に請求書[**様式１**]を提出する

２．協議開始日の通知（監督職員（工事担当課） ⇒ 受注者）

○ 協議開始日

・請求日から７日以内に通知

・原則工期末から４５日前の日を設定

○ 必要な提出様式・作業等

・工事担当課は協議開始日を監督職員を通じて受注者に対し，[**様式２**]により通知する。

・スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更をすることが望ましい。

14日以内

３．協議開始日（[様式２]で通知した日時）

○ 必要な提出様式・作業等

・受注者は証明書類及び[**様式３**]を監督職員（工事担当課）に提出する。

・工事担当課は受注者から提出された証明書に基づき、スライド額を算出する

① 精査した結果，スライド対象外となる場合

⇒工事担当課は監督職員を通じて受注者に対し，スライド対象外となる旨を[**様式５**]により通知

② 精査した結果，スライド対象となる場合

⇒工事担当課は監督職員を通じて受注者に対し，スライド額の協議開始を[**様式６**]により通知

４．スライド額の確定（受注者の承諾：協議開始から１４日以内）

○ 必要な提出様式・作業等

① 受注者がスライド額を承諾する場合

⇒受注者は，監督職員（工事担当課）に[**様式７**]を提出する

② 受注者がスライド額を承諾しない場合

⇒協議開始日から１４日以内に承諾が得られない（協議が整わない）場合、工事担当課及び契約担当課は、協議内容を調査の上、スライド額に問題がないことが確認できた場合、工事担当課が[**様式８**]により変更金額を受注者に通知する。

５．契約変更